

VII. 中華人民共和国

<要約>

	概要	特徴
1. 市場環境 の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：13 億 9,698 万人 (2018 年 IMF 推計) ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：10,088 ドル (2018 年 IMF 推計) ・ 実質 GDP 成長率：6.6% (2018 年 IMF 推計) ・ 1 ドル=6.85 元/1 元=16.17 円 (2018/8/31) 	
2. 金融制度 概要	<ul style="list-style-type: none"> ○金融制度：銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法、2016 年 12 月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策銀行、国家開発銀行 (3<9.9%>、1993 年「金融体制改革に関する決定」等) ・ 商業銀行（大型商業銀行 5<37.3%>、株式制商業銀行 12<18.7%>、都市商業銀行 134<12.2%>、民営銀行 8<N.A.>、外国銀行等 39<1.3%>、農村商業銀行 1,114<8.7%>、「商業銀行法 (2015 年改正)」) ・ 農村合作金融機関（農村商業銀行 1,114<8.7%>、農村合作銀行 40<0.2%>、農村信用合作社 1,125<3.4%>、1996 年「農村金融制度改革に関する決定」) ・ 新型農村金融機関（村鎮銀行/貸出公司/農村資金互助社 1,504<4.1%>、2006 年農村地域における銀行業金融機関の参入政策を調整緩和し、社会主義新農村建設をよりよく支援することに関する若干の意見) ・ 中国郵政儲蓄銀行（1、新型農村金融機関の資産と合わせてシェア 4.1%、「商業銀行法 (2015 年改正)」) ○外資銀行等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 14 カ国・地域の外国銀行が、39 の現地法人と 315 の支店を設置 (2016 年 12 月末)。 ・ 外資銀行の総資産は 2.9 兆元、全銀行資産の 1.3%を占めている (2016 年 12 月末)。 ○監督官庁：2018 年 3 月、銀行業監督管理委員会と保険監督管理委員会が統合され、新たに中国銀行保険監督管理委員会が発足した。 ○預金保険制度：2015 年 5 月 1 日より導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○大型商業銀行 5 行の資産規模は 92 兆 8,145 億元と、全体の 36.8%を占める (2017 年 12 月末)。 ○2001 年の中国の WTO 加盟を機に、外国銀行による中国での現地法人の設立が許可された。 ○預金保険制度により、元本と利息

	<p>○金融税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利息取得（個人）：非課税 ・ 配当所得（個人）：20%の源泉徴収税 	<p>合計 50 万元までが保護対象となった。</p>
<p>3. 中国郵政儲蓄銀行の概要</p>	<p>○郵政儲蓄銀行（Postal Savings Bank of China Corporation Limited, PSBC）の概要（数値は原則 2017 年 12 月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立時期：2007 年 3 月 ・ 主要株主：中国郵政集団が 100%保有していたが、2015 年 12 月に、総株式の 16.92%に相当する新株（451 億元相当）を第三者割当増資として、戦略投資家（計 10 法人）に割り当て。2016 年 9 月に香港取引所へ上場、中国郵政集団の出資比率は 83%から 69%に低下。 ・ 窓口拠点数：約 4 万カ所 ・ ATM 設置数：約 12 万台（2017 年末） ・ 主な金融サービス：外貨預金を含む預貯金、債券、手形、マイクロクレジット等の資産運用、中小企業向けのマイクロローン等小口貸付、決済・国内外送金業務、個人向け消費者金融業務等 ・ 主な融資先：三農（農業、農村、農民）、中小企業や地域コミュニティ向け等 ・ 個人顧客数：5 億 5,300 万人（2017 年末） ・ 総資産：9 兆 0,125 億元（2017 年末） ・ 預金残高（個人）：6 兆 6,488 億元（2017 年平均残高） ・ 預金残高（法人）：1 兆 1,577 億元（2017 年平均残高） ・ 純利益：477 億元（2017 年末） 	<p>○中国郵政集団の売上高のうち、金融サービスによる収入は全体の 76%を占め、郵政儲蓄銀行が同グループの稼ぎ頭となっている。</p> <p>○2012 年 1 月、郵政儲蓄銀行は従来の有限会社から株式会社へと組織が変更され、株式上場への道が開けた。</p>
<p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機</p>	<p>○中国郵政儲蓄銀行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国 4 万カ所を超える営業拠点数で、国有の大型商業銀行に並ぶ預金量を集める。 ・ 財務面も安定的で、2017 年 12 月には「リスクマネジメント最優秀行」の表彰を受けた。 ・ 預金利率は比較的low。 <p>○都市商業銀行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元に対するサービス提供を図るため、営業区域に制限あり。近年は上場による資金調達を図る動きも。 ・ 比較的堅調な経営状況ながら、今後各地の経済低迷が深刻化すれば不良債権問題のリスクも生じ得る。 ・ 預金利率は郵儲銀行よりも高めの設定が多い。 	<p>○都市商業銀行、農村合作金融機関、新型農村金融機関、中国郵政儲蓄銀行の総資産の合計は 66.4 兆元（2016 年末）、銀行業における総資産に占めるシェアは 28.6%。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○中小農村金融機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農村信用合作社を起源とする農村合作金融機関（農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用合作社）と、新型農村金融機関に大別可能。 ・ 農村合作金融機関は、統合により経営基盤強化を図る動きあり。 ・ 預金利率は郵儲銀行よりも高めの設定が多く、特に中小規模機関（農村信用合作社など）でその傾向あり。 ○家計金融資産（2014年12月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：103.2兆元 ・ 通貨：5.6% ・ 預金：49.1% ・ 株式・債券：8.2% ・ ファンド：0.9% ・ 保険：10.2% ・ 理財商品：13.4% ・ 信託商品：12.4% ○家計預金残高（2018年8月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：68.7兆元 ○個人向け貸付残高（2018年8月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：35.6兆元 	<ul style="list-style-type: none"> ○家計金融資産では人民元預金が占める割合が約5割である。 ○2009年から2017年までの8年間で、家計預金残高は約2.6倍、家計向け貸付残高は約5.7倍に増加。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">5. 最近の金融動向と今後の展望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○民営銀行の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2014年7月と9月、中国銀行業監督管理委員会は5行の民営銀行の設立を認可。2016年にも合計9行が新規認可を取得。 ・ いずれも100%民間出資によって設立され、リスク自己負担の前提で個人消費者、零細企業や特定の法人など向けに金融サービスを提供する予定。 ○金融包摂に関する政策動向 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2016年1月、国務院は「金融包摂推進発展計画（2016-2020年）」（以下、「計画」）を公布し、小規模零細企業や農民、低所得者層、貧困層等を重点的な対象とし、従来の金融システムでは十分な金融サービスが受けられなかった人々に対しても均等な機会を供与する方針を示した。 ・ 「計画」の発表を受け、銀保監会（銀監会）、財政部、 	<ul style="list-style-type: none"> ○中国の銀行業は国有商業銀行の影響力が大きく、中小企業や民間企業などは融資を受けにくい状況が続いている。民間資本による銀行業への参入を支援するため、銀監会は民営銀行の設立を積極的に認可する方針を示してきた。 ○中国政府は2013年11月の三中全会で採択された「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」において、初めて金融包摂に言及した。

人民銀行も金融包摂に関連する政策を発表。農村や貧困地域における金融サービスの拡充、小規模零細企業向け融資の奨励を図った。

○金融包摂の進展状況

- 銀行拠点網や銀行口座、銀行カード保有数は普及に進展がみられるものの、小規模零細企業向け融資の改善は停滞。2017年、金融包摂領域の小規模零細企業向け融資残高の前年比伸び率は9.79%と全貸出残高の12.7%を下回る状況。

○最近のリテール決済の動向

- 中国ではモバイルインターネットの普及に伴い、モバイル決済が急速に普及。モバイル決済ユーザー数は2017年に5億6,200万人に達した。
- モバイル決済市場を支えるのは、アリペイ、ウィーチャットペイが提供するQRコード決済。QRコード決済は外食、小売といった利用頻度の高い小口決済を中心に普及。
- モバイル決済の普及に伴い、キャッシュレス決済も進展し、オフラインの消費活動におけるキャッシュレス決済の浸透率は42.2%（2016年）。
- ただしユーザーの70%以上がモバイル決済の安全性に対して不安を感じている状況。今後はモバイル決済の安全性の確保、ユーザーの不安解消が課題に。
- モバイルを始めとするリテール決済の中心的役割を果たしているのは、第三者決済機関と呼ばれる銀行業以外の異業種からインターネット決済事業に参入した企業。
- 中国では2010年より第三者決済機関に対する監督管理に着手し、第三者決済機関に対して、人民銀行が交付する「決済業務許可証」を義務付け。2015年には顧客の口座開設時に詳細な本人確認を要求した。
- QRコード決済を含むバーコード決済に対しては、2018年4月より規制を強化し、バーコード決済をリスク対応力に応じて4段階に分類し、決済時に必要となる認証要素およびバーコードの性質により、ユーザーの一日あたりの限度額を設定した。

- 銀保監会は、小規模零細企業向け貸出残高伸び率が、その他の貸出残高伸び率を上回るように指導しているため、今後、支援策が実施されるものと考えられる。

- 中国では、2013年が「インターネット金融元年」と呼ばれているように、2013年以降、モバイル決済をはじめ、消費者金融、P2Pレンディング、資産運用、信用評価等の様々なインターネット金融サービスが急激に普及。

- 金融当局は第三者決済市場が形成された当初、第三者決済機関に対して「寛容・観察」的態度をとり、リスクを承知で敢えて数年間は規制を設けず、新興産業の育成を図る姿勢をとっていたため、第三者決済市場は参入基準や監督管理等が不明確なまま、市場規模が拡大した。

- ただし2015年7月に人民銀行等が「インターネット金融発展に関する指導意見」を公布して以降、第三者決済機関をはじめ、インターネット金融に対して厳格な規制を実施。

<p>○中国郵政儲蓄銀行の動向</p> <ul style="list-style-type: none">• 2017年12月末には同行のインターネット・バンキング利用者は2億3,400万人を超え、このうちモバイルバンキング(スマホ)利用者は1億7,500万人に上っている。• 2018年10月郵儲銀行は政府の貧困脱却政策にあわせ、3ヶ年計画を発表し、貧困層向けの小口貸付や貧困地域のインフラ建設向け融資に注力する方針を示した。	<p>○中国郵政儲蓄銀行はネットワークや資金力などの優位性を活かし、今後は三農「農業、農村、農民」や、中小企業、コミュニティ向けの金融サービスに注力して、中国における金融包摂（普惠金融）の発展の推進力と引率者を目指すことを明確に示している。</p>
--	---